

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件四件 三〇〇
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三〇一
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三〇二
- 道路の区域を変更する件四件 三〇三
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三〇四
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三〇五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件五件 三〇六
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 三〇七
- 福島県教育委員会 三〇八
- 福島県指定重要文化財の指定は解除されたものとする件 三〇九
- 福島県選挙管理委員会 三〇九
- 不在者投票のできる施設として指定した件二件 三〇九
- 不在者投票のできる施設の変更した旨届出があった件 三〇九
- 不在者投票のできる施設の変更した旨届出があった件 三〇九

告 示

福島県告示第四百七十四号
 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百七十七条第一項及び第百八十八条の規定により、平成二十五年第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（男子）の採用試験について、次のとおり定める。
 平成二十五年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 受付期間
平成二十五年八月一日（木）から同年九月六日（金）まで
- 二 採用予定数
陸上自衛隊 約六千四百名
海上自衛隊 約五百七十名
航空自衛隊 約千三百二十名
試験種目及び試験期日
- 三

試 験 種 目	試 験 期 日
筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 適性検査	平成二十五年九月十六日（月）
口述試験 身体検査	平成二十五年九月十九日（木）、同月二十日（金）、同月二十五日（水）、同月二十七日（金）、同月二十八日（土）又は同月二十九日（日）のうち指定する一日

四 試験予定会場

1 筆記試験及び適性検査

名 称	位 置
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九十番地
いわき明星大学	いわき市中央台飯野五丁目五番地一号
日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原一番地
福島職業能力開発促進センター	福島市三河北町七番地十四号
南相馬市労働福祉会館	南相馬市原町区北町五百三十七番地
白河市産業プラザ人材育成センター	白河市字中田百四十番地

2 口述試験及び身体検査

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

- 五 採用時期
平成二十六年三月下旬又は同年四月上旬
- 六 応募資格
平成二十六年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。
- 七 問い合わせ先
自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一
一九一九

（災害対策課）

福島県告示第四百七十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十五年第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（女子）の採用試験について、次のとおり定める。
平成二十五年七月九日

- 一 受付期間
平成二十五年八月一日（木）から同年九月六日（金）まで
福島県知事 佐藤雄平
- 二 採用予定数
陸上自衛隊 約五百名
海上自衛隊 約八十名
航空自衛隊 約百三十名
- 三 試験種目及び試験期日

試 験 種 目	試 験 期 日
筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 口述試験 適性検査 身体検査	平成二十五年九月二十四日（火）

四 試験予定会場

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

- 五 採用時期
平成二十六年三月下旬又は同年四月上旬
- 六 応募資格
平成二十六年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する女子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。
- 七 問い合わせ先
自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一
一九一九

（災害対策課）

福島県告示第四百七十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十五年第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。
平成二十五年七月九日

- 一 受付期間
平成二十五年八月一日（木）から同年九月六日（金）まで
福島県知事 佐藤雄平
- 二 採用の区分及び採用予定数
採用の区分
一般曹候補生
- 2 採用予定数
陸上自衛隊 約二千百名（うち女子約八十名）
海上自衛隊 約千名（うち女子約四十名）
航空自衛隊 約七百五十名（うち女子約八十名）
- 1 三 試験種目及び試験期日
第一次試験

試 験 種 目	試 験 期 日
第一次試験	

筆記試験（国語、数学、英語及び作文） 適性検査	平成二十五年九月十六日（月）
----------------------------	----------------

2 第二次試験（第一次試験の合格者のみ行う。）	
試 験 種 目	試 験 期 日
口述試験 身体検査	平成二十五年十月六日（日）から同月十日（木）までの間の指定する一日

四 試験予定会場
1 第一次試験

名 称	位 置
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九十番地
いわき明星大学	いわき市中央台飯野五丁目五番地一号
日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原一番地
福島職業能力開発促進センター	福島市三河北町七番地十四号
南相馬市労働福祉会館	南相馬市原町区北町五百三十七番地
白河市産業プラザ人材育成センター	白河市字中田百四十番地

2 第二次試験

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十六年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成二十六年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一
一九一九
（災害対策課）

福島県告示第四百七十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十八条の規定により、平成二十五年年度第四次募集期における海上自衛隊及び航空自衛隊の二等海士及び二等空士として採用する海上自衛官及び航空自衛官（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。
平成二十五年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 受付期間

平成二十五年八月一日（木）から同年九月六日（金）まで

二 採用の区分及び採用予定数

1 採用の区分

航空学生

2 採用予定数

海上自衛隊 約七十名（うち女子若干名）
航空自衛隊 約四十名（うち女子若干名）

三 試験種目及び試験期日

1 第一次試験

試 験 種 目	試 験 期 日
筆記試験（国語、数学及び英語の他、地理歴史、公民又は理科のうちから一科目選択） 適性検査	平成二十五年九月二十一日（土）

2 第二次試験等

第一次試験合格者に対して別に示す。

四 試験予定会場

1 第一次試験

--	--

名 称	コラッセふくしま 郡山市労働福祉会館	位 置	福島市三河南町一番地二十号 郡山市虎丸町七番地七号
-----	-----------------------	-----	------------------------------

2 第二次試験等

第一次試験合格者に対して別に示す。

五 採用時期

平成二十六年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成二十六年四月一日現在で十八歳以上二十一歳未満の日本国籍を有する者で、高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成二十六年三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（平成二十六年三月三十一日までにこれに該当する見込みのある者を含む。）及び高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力がある者を含む。）及び高等学校において第三学年の課程を修了した者（平成二十六年三月までに高等学校において第三学年の課程を修了した者（平成二十六年三月までに高等学校において第三学年の課程を修了した者を含む。）のうち自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。）

七 問い合わせ先
自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一
一九一九

（災害対策課）

福島県告示第四百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年七月九日から同年十一月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストア マツモトキヨシ福島笹谷店 福島県福島市笹谷字出水上二番ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

（変更前）マツモトキヨシ笹谷店

（変更後）ドラッグストア マツモトキヨシ福島笹谷店

三 変更した年月日

平成二十五年六月十八日

四 届出年月日

平成二十五年六月二十六日

五 届出をした者

大和情報サービス株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、赤羽新屋敷土地改良区から平成二十五年五月十五日付けで申請のあつた定款の変更について、同年七月一日認可した。

平成二十五年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

福島県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十五年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道二本 松川俣線	二本松市木幡字桜畑一 番一地从先から 同 市木幡字川面二 一二番一地从先まで	変更前 一一・〇〇	変更後 一一・〇〇	一一・〇〇	八八・五

（道路計画課）

福島県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十五年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

福島県知事 佐藤雄平

県道荒井郡山線	郡山市富久山町久保田字乙高九七番一地从先から 同 市赤木町五〇番地先まで 郡山市富久山町久保田字乙高九七番一地从先から 同 市若葉町二七五番一地从先まで	変更前 A 五・七〇 一・二・二	敷地の幅員 (メートル) A 五・七〇 一・二・二	延長 (メートル) 五〇〇・四
	郡山市富田町三角堂三番一地从先から 同 市赤木町五〇番地先まで 郡山市富久山町久保田字乙高九七番一地从先から 同 市若葉町二七五番一地从先まで	変更後 A 五・七〇 二・一・八	B 八・〇〇 三・七・六	一、七〇九・〇
	郡山市富久山町久保田字三御堂一四八番地先から 同 市富久山町久保田字三御堂一三三番二地先まで 郡山市富田町三角堂三番一地从先から 同 市富久山町久保田字三御堂九番一地从先まで	C 一・二・〇〇 二・九・七	D 一・六・〇〇 九・〇・五	二六二・五

(道路計画課)

福島県告示第四百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

福島県知事 佐藤雄平

県道布沢横田線	大沼郡金山町大字山入字鮭立居平三〇三八番一地从先から 同 郡同 町大字山入字鮭立居平二八三四番二地先まで	変更前 A 五・八〇 一・八・六	敷地の幅員 (メートル) A 五・八〇 一・八・六	延長 (メートル) 六〇〇・〇
		変更後 A 八・四〇 一・八・六		六〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十五年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

福島県知事 佐藤雄平

県道喜多方西会津線	耶麻郡西会津町登世島字惣座林甲九八九番一地从先から 同 郡同 町登世島字桑代西又道下甲八七八番二地先まで	変更前 A 八・三〇 三・〇・三	敷地の幅員 (メートル) A 八・三〇 三・〇・三	延長 (メートル) 三〇二・九
		変更後 A 八・三〇 五・〇・七		三〇二・九

福島県告示第四百八十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年六月二十七日次のとおり指定した。
平成二十五年七月九日

（道路計画課）

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤雄平
羽染 幸弘 会津若松市材木町 平成二十五年七月三日から平成 住所地に同じ
一丁目六番二七号 三〇年三月三十一日まで
（出納総務課）

公 告

公告第二百一十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。
平成二十五年七月九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年六月二十八日
- 二 名称
NPO法人福島学グローバルネットワーク
- 三 代表者の氏名
黒澤 文雄
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市栄町十番二十一号 福島栄町ビル七階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、行政、教育機関、商業業者などあらゆる分野での防災やリスクマネジメント、更に災害に備えたまちづくりなどを体系づけて学ぶ窓口として、その最前線に立つ福島の人々と共に環境を整備し、視察や研修を受け入れ、地域住民との意見交換などによる新たな交流を促進し、更に、子ども達の未来のために、限りある豊かな自然を残し、食、環境、エネルギーの持続可能な社会を目指すための学びの場を整備することで、放射線などに関する専門的な学習や、防災教育など、これからの時代を生き抜くための力を養う様々な活動を支援することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百一十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。
平成二十五年七月九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年六月二十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人ふくしま成年後見センター
- 三 代表者の氏名
中島 靖治
- 四 国井 輝夫

- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市五老内町六番四号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、福島県民に対して、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と連携して、成年後見制度の普及及び啓発、成年後見人候補者等の推薦、受任活動及び相互支援、成年後見に係る事例検討及び課題研究、成年後見、相続等の利用に係る相談及び支援並びに任意後見本人、高齢者等の見守り、生きがい支援を通じた成年後見制度等権利擁護に関する事業を行い、高齢者・障害者等の誰もが共に生きることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百一十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。
平成二十五年七月九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年六月二十一日
- 二 名称
特定非営利活動法人生活支援ワーカーズネットワーク
- 三 代表者の氏名
星 祐司
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市南矢野目字向原四番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障害者に対する介護・相談援助等の日常生活全般にわたる生活支援、及び子育ての支援に関する事業を行い、もって社会全体の利益に寄与するこ

たい肥	有限会社八巻牧場	ワルハチ堆肥	0.6	1.2	1.3	7	51	0.7	22	66.0
たい肥	国分農場有限公司	グリーントップ1号	2.4	1.3	2.0	11	47	0.8	11	35.2

平成25年5月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果						備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO C/N (%)		水分 (%)
たい肥	株式会社花咲じいさん	復興のちからX	0.1	0.4	0.5	30	15	0.4	125	52.1
たい肥	株式会社花咲じいさん	復興のちからV	0.9	1.1	0.3	30	96	2.4	12	61.7

平成25年6月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果						備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO C/N (%)		水分 (%)
たい肥	株式会社木野内フアーム	ゆめ堆肥	2.6	4.5	2.0	187	1,186	3.1	11	29.5
たい肥	菊地 信治	牛ふんパーケ堆肥	0.5	0.6	1.3	9	41	1.0	25	65.7

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、

TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

(農業総合センター)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第二号

次の福島県指定重要文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により、平成二十五年六月十九日付けで重要文化財に指定されたので、福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第五条第五項の規定により、当該福島県指定重要文化財（彫刻の部）の指定は、同日付けで解除されたものとする。

平成二十五年七月九日

福島県教育委員会

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造地藏菩薩坐像	一軀	宗教法人長福寺	いわき市小川町下小川字上ノ台一二〇	同上

(文化財課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第九十四条、第一百七十七条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十五年六月二十七日次のとおり指定した。

平成二十五年七月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

施設の名 称	施設の所在地
特別養護老人ホームハッピー愛ランド	伊達市保原町字泉町一番地一

ほばら

福島県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第一百零四条、第一百七十条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十五年六月二十七日次のとおり指定した。
平成二十五年七月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

施設の名 称	施設の 所在地
南開成ケアコミュニティそよ風	郡山市字桑野清水台四八番地の八

福島県選挙管理委員会告示第六十一号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第八十条、第九十条第一項、第一百零一条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。
平成二十五年七月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
財団法人星総合病院 郡山市大町二丁目一番一 六号	公益財団法人星総合病院 郡山市向河原町一五九番 一号	平成二十四年二月二十二日 平成二十五年一月一日

福島県選挙管理委員会告示第六十二号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第八十条、第九十条第一項、第一百零一条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百二十二条第一項）

条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。
平成二十五年七月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
財団法人竹田総合病院附 属芦ノ牧温泉病院	一般財団法人竹田健康財 団芦ノ牧温泉病院	平成二十五年四月一日